

社会に役立つ
地理空間情報の
新しい
活用スタイルを
提案します

一般社団法人GIS支援センターは、2002年以來の「GIS大縮尺空間データ官民共有化推進協議会（GIS官民協議会）」の活動を支援してきた支援グループの活動と成果を引き継ぎ、引き続きGIS官民協議会の活動を支援するとともに、さらに幅広く地理空間情報の活用推進諸団体との連携を追求することで、地理空間情報の活用に関する新しい技術の普及及び研究をすすめ、GISに関する行政と民間の連携の促進、社会基盤の持続的な発展に寄与することを目的として、2020年4月に設立されました。

一般社団法人GIS支援センターは、GIS活用社会を迎えるもて、新しいGISの活用スタイルを追求し、実社会に役立つ業務改革のためのGISの活用を提案するとともに、その活用と構築を支援する活動を進めます。

GISの現状について飽き足らず、これからの新しい可能性を期待する皆さん、これからのGISについて一緒に考え連携して、実社会に役立つGISを共に追求しませんか。

みなさまの積極的な参加をお待ちしています。

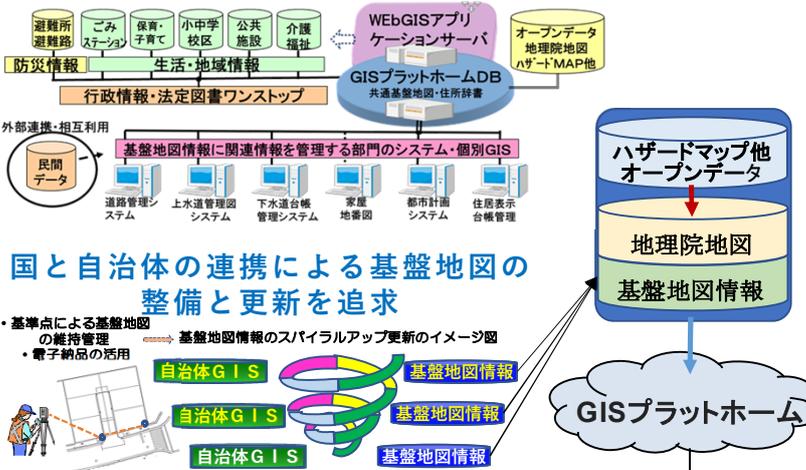
役員	
代表理事	碓井 照子
理事	柳川 重信
理事	北川 育夫
理事	裕村 一保
理事	一氏 昭吉
理事	西川 啓一
理事	三浦 泰夫
理事	安田 晋
理事	木下 克己
監事	村尾 吉章
顧問	吉川 眞

*「GIS官民協議会」とは、正式名称GIS大縮尺空間データ官民共有化推進協議会といい、大阪府内の自治体及び民間ライフライン事業者他によって設立された協議体。

自治体GIS支援と コンサルティング

自治体GISの効果的な活用を追求し 構築を支援

国土の位置の基準・基盤地図情報を使用した、統合型GISや道路管理システムなど、効果的な自治体GISの活用と構築、またその基盤となる地図情報の効率的な整備と更新を支援します。



国と自治体の連携による基盤地図の 整備と更新を追求



地域・教育でのGIS の普及と活用

防災教育・GIS教育、地域防災マップ作りを支援

地域防災MAP作成支援システムの活用

防災教育

熊取南小・高槻小・岸和田城東小・富田林伏山台小・寝屋川織根小・堺市鳳小他
重ねてビックリ、洪水想定図・活断層

災害時の避難ルートを考えました。

子供たちが作った避難ルートと洪水想定図を重ね合わせ

地域「防災マップ」例

GIS大縮尺空間データ官民共有化推進協議会
支援グループ

GIS-ASPに よる業務改革支援

GISを使用したテレワーク・リモート ワークによる業務改革へ

GIS官民協議会の運営主体・大阪府測協へ
提供中のASPシステム。

道路占用「調整会議システム」

調整会議システム (国・都道府県管理者にて野帳運用中)
職員の減少のもとで、工事調整のための業務を支援
*...災害時の復旧工事現場での活用も可能

「埋設物調査システム」

埋設物調査システム
窓口対応も、Webによるリモートでの調査・調査へ

民間事業者と行政との災害時における情報共有へ、
ASPによる* CIVIL3へのシステム提供

災害情報共有システム

*CIVIL3 (建コン近畿支部・関西地質業協会・滋賀県測協・大阪府測協の業界団体の協議体) による防災訓練の様様。

新技術の研究と システム開発

路面調査の可視化など、社会基盤の維持管理にお ける業務改善のためのシステム開発

IRI可視化システム

その他、高精度な衛星測位技術や3Dデータを有効活用するためのGIS、またドローン情報の管理活用システムなど、多様な分野のICT技術とのコラボで、新しいGISの活用スタイルを追求します。

〒540-0035 大阪市中央区釣鐘町1-2-2 BLDG土屋401
TEL : 06-6942-7270 FAX : 06-6942-7273
<https://home.gis-sc.or.jp>
mail : office@gis-sc.or.jp
問い合わせは、メールでお願いします。

第1章 総則

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) GIS活用推進諸団体の活動に関するシステムの開発及び運用の支援。
- (2) 地理空間情報の整備と更新及び活用推進に関する技術の普及及び研究。
- (3) 前号の他、社会基盤の持続的発展の為のシステムの開発及び運用。
- (4) その他前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次のとおりとし、正会員を持って一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人または団体

(入会)

第7条 当法人の正会員として入会しようとする者は、入会申込書により入会を申し込み、理事会の承認をもって正会員となることができる。

- 2 当法人の目的に賛同する団体及び個人は、理事会の承認をもって賛助会員となることができる。

(会員の権利)

第8条 正会員は、社員総会において議決権を有するとともに、別に定める規則により当法人の役員に立候補し選出される権利を有する。

- 2 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める規定により、第4条に定める事業及び第52条に定める各種委員会へ参加することができる。

(会員の義務)

第9条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 正会員は入会金の納付が完了するまでは、その権利を行使することができない。

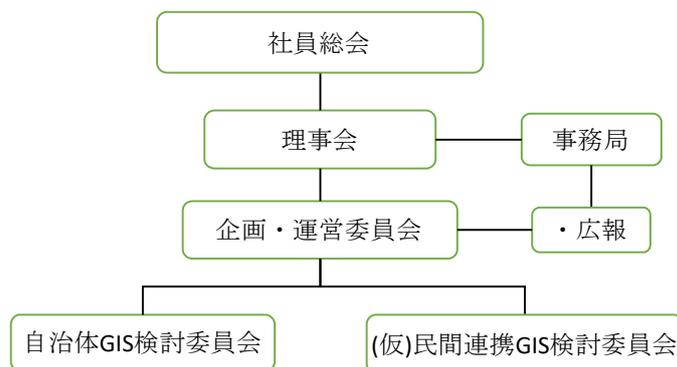
第9章 委員会

((委員会))

第52条 当法人の事業を推進するために企画・運営委員会のほか必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 企画・運営委員会はこの法人の事業に関わる企画や運営について協議立案し、理事会に提案し、その事業の実施を担当する。
- 3 各委員会の委員は、会員及び有識者のうちから理事会が選任する。
- 4 各委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 5 委員が委員会に出席するための交通費及び謝金については、別途定める。

一般社団法人 GIS支援センター の組織と運営 2020.7.11 現在



* 正会員及び賛助会員は、上記各種委員会へ参加することができます。

定款第9条により別に定める「入会金及び会費に関する規定」

一般社団法人 GIS支援センター 定款第9条の規定に基づく、入会金及び会費に関する規定

第1条(目的)

この規程は、定款第9条に定める入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めることを目的とする。

第2条(入会金)

会員は、次の入会金を納入しなければならない。

- 正会員(団体) 5万円
- 正会員(個人) 1万円
- 賛助会員(個人) 一口1万円 一口以上
- 賛助会員(団体) 一口5万円 一口以上

第3条(入会金の納期)

入会金は、本会から入会承認の通知を受けた日より90日以内に納入しなければならない。

第4条(会費)

会員は、次の会費(年額)を納入しなければならない。

- 正会員(団体) 5万円
- 正会員(個人) 1万円
- 賛助会員(個人) 一口1万円 一口以上
- 賛助会員(団体) 一口5万円 一口以上

- 2 ただし入会年度においては第2条の入会金の納付をもって当該年度の会費を納付したものとみなす。

第5条(会費の納期)

会員は、毎事業年度、7月31日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。ただし、本会の理事長が認めた場合には、納期の変更または分割納入を行うことができる。

第6条(入会金及び会費の免除)

理事会は、特段の事由があると認められた場合の入会金及び会費のいずれか一方又はその双方の免除を議決することができる。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人 GIS支援センターの登記の日から施行する。
- 2 施行日の前日において個人会員である者については、本規程の適用があったものとみなす。